

# 児童手当 制度改正 手続き要否・必要書類確認フロー

(申請猶予期限は令和7年3月31日までです)

横浜市から児童手当を受給していますか

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか

お子さんを養育している方が2人以上の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童として登録されていますか(※1)

勤務先にお問い合わせください

いいえ

児童の兄弟等(H14.4.2生~H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか(※2)

所得の高い方の住民登録地は横浜市ですか

いいえ

いいえ

手続き不要

はい

所得の高い方の住民登録地でお問い合わせください

児童の兄弟等(H14.4.2生~H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか(※2)

児童の兄弟等(H14.4.2生~H18.4.1生)がいて、その人を含めて3人以上のお子さんがいますか(※2)

いいえ

はい

はい

はい

いいえ

未申請の場合はR7.3.31までに手続きが必要です

額改定請求書

未申請の場合はR7.3.31までに手続きが必要です

- 額改定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

未申請の場合はR7.3.31までに手続きが必要です

- 認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

未申請の場合はR7.3.31までに手続きが必要です

認定請求書

※1

算定児童に登録されているかは、お手元の認定通知書の「算定基礎児童名」か、継続のお知らせの「算定基礎児童数」をご確認ください。

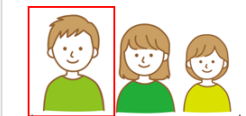
※2

H14.4.2~H18.4.1生



お子さん3人以上

H14.4.2~H18.4.1生



お子さん3人以上